

広島県告示第百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を休止した旨の届出があった。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 名 称    | 所 在 地          | 休 止 年 月 日   |
|--------|----------------|-------------|
| 桜尾歯科医院 | 廿日市市桜尾三丁目一番一五号 | 平成二十四年二月一五日 |